

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



令和8年5月25日制定

相馬市

1 方針の趣旨

国から市に譲与される森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保・木材利用の促進・普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

本方針では、本市における森林環境譲与税に関する用途及び施策を明確にし、適切に運用していくことを目的とします。

2 現状と課題

本市の森林面積は10,123ヘクタールで、総面積の51%を占めており、その内民有林は7,372ヘクタールあります。民有林のうち人工林の面積は、2,153ヘクタールで人工林率は29パーセントであり、このうち10歳級以上の伐期を迎えた林分および高齢化した林分が約70%を占めています。今後これらの人工林を資源化していくために、保育、間伐を適切に実施していくことが重要となります。

本市では、平成26年度からふくしま森林再生事業を開始し、市内全域の私有林である人工林及び一部の市有林を対象に、令和6年度までに約824ヘクタール（市内人工林の4割）で森林整備事業（間伐事業等）を実施してきましたが、今後は、森林経営管理制度を活用した森林整備への移行が課題となっております。

また、森林所有者の高齢化や林業経営に意欲のある森林所有者、経営体が少ないこと、相続による世代交代などから未整備森林の増加が懸念されております。

3 施策の方針

(1) 森林整備の推進

- ①森林経営管理制度に基づいた森林整備の推進
- ②森林病虫害による被害抑制、防除対策
- ③周辺の環境に悪影響をもたらす支障木、危険木等の伐採等の整備

(2) 普及啓発

- ①森林が有する公益的機能や森林整備の必要性などについて広く理解を得るため、「結婚記念樹配付」等のイベントや普及啓発の実施

(3) 人材育成・担い手確保

- ①新規就業者の確保や就業環境の改善
- ②ICT技術の活用等による森林・林業の効率化

(4) 基金の設置

- ①相馬市森林環境譲与税基金条例（令和元年9月27日条例第11号）に基づき、相馬市森林環境譲与税基金として積み立てし、上記事業等への活用

4 その他

本方針は、法改正や取組の状況、情勢変化等に応じて随時見直していきます。